主要記事の要旨

科学技術と社会の「対話」としての「議会テクノロジー・アセスメント」 - ヨーロッパの動向と日本における展望 --

春 山 明 哲

- ① 科学技術が社会にもたらす影響をどのように評価するのか、という問題は、1960年代に公害問題等を背景に、「テクノロジー・アセスメント」(TA)として概念化された。1972年、米国連邦議会に技術評価局(OTA)が設立され、議会が関与する科学技術評価活動は、「議会テクノロジー・アセスメント」(「議会TA」)として制度化された。ヨーロッパ諸国では、1983年のフランスを嚆矢として、紆余曲折を経ながらも、各国に議会TA機関が設立され、1995年の米国OTAの廃止後も、着実に発展していった。
- ② 現在、EU加盟国のうち、イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、イタリア、ベルギー、スイス、スペイン、オーストリア、スウェーデンの12か国、およびノルウェー、スイス、欧州議会、欧州評議会に、議会TA機関が設置されている。また、ヨーロッパの議会TAのネットワークも組織され、情報交換が活発に行われている。こうした状況を受けて、議会TAに関する国際比較的な調査研究が進展し、我が国でもこれらの制度紹介がなされている。
- ③ ヨーロッパの各国は、政治状況や選挙結果などに影響されながらも、試行的なプロジェクトを積み重ねることによって、議会TA活動を展開してきた。ヨーロッパの議会TAの組織構成は、基本的には運営委員会と実施機関の二層構造になっている。また、科学技術の評価そのものに加えて、科学技術と社会の「対話」が重視され、多様な手法とプロセスが採用されている。
- ④ フランスでは、上下両院合同の「議員代表部」という常設の機関が、専門家委員会の助言と事務局の補佐を受けながら、関係者からのヒヤリング、国内外の現地調査、シンポジウムの開催、自由参加の公聴会の開催等を通じて、議員自身が報告書をとりまとめている。オランダでは、独立的な機関がプロジェクトとしてアセスメントを実施するとともに、公共的な議論の喚起、国民の啓発のため、多彩な活動を行っている。デンマークでは、市民参加を通じての社会的な合意形成が重視され、コンセンサス会議、シナリオ・ワークショップなどが創案された。ドイツでは国内に多くのTA機関が存在していることから、外部委託調査の手法が多用されており、また、調査報告書が議会で必ず審議されることが特色となっている。イギリスでは、詳細なTAに加えて、時事的な科学技術のトピックについて、議員の参考になる情報提供を行っており、下院の議会図書館がこれをサポートしている。
- ⑤ 我が国でも、国会に科学技術評価会議(仮称)を設置する構想があったが、実現していない。ヨーロッパの議会TAの動向を踏まえた上で、「日本版議会TA」の必要性、可能性について、科学技術社会論の視座からの専門家の提言を紹介するとともに、実現に向けての課題と方法について、若干の考察を試みた。

科学技術と社会の「対話」としての 「議会テクノロジー・アセスメント」 ―ヨーロッパの動向と日本における展望―

春 山 明 哲

目 次

はじめに

- I ヨーロッパにおける議会テクノロジー・アセスメント
- 1 先行研究と調査方法
- 2 ヨーロッパ議会TAの概要
- Ⅱ ヨーロッパの動向
 - 1 フランス
 - 2 オランダ
 - 3 デンマーク
 - 4 ドイツ
 - 5 イギリス
 - 6 EU議会のTAおよびネットワーク
- Ⅲ 日本における議会TAの展望
 - 1 日本における試み
 - 2 専門家の提言
 - 3 課題と方法

おわりに 一調査及び立法考査局の将来像に寄せて一

(参考) 科学技術社会論の視座からの提言

一「日本版議会TA」はどうすれば可能か?一

米本昌平(科学技術文明研究所所長)

小林傳司 (大阪大学教授)

小林信一(筑波大学教授)

はじめに

科学技術が社会にもたらす影響をどのように 評価するのか、という問題は、公害や環境汚 染、軍事技術の開発を背景として、1960年代 に「テクノロジー・アセスメント」(Technology Assessment以下TAとする。) として概念化され た。1972年、米国連邦議会に技術評価局(Office of Technology Assessment以下OTAとする。) が 設置され、TAは議会の活動の一環として制度 化された。以後、議会が関与する科学技術評 価活動は、「議会テクノロジー・アセスメント」 (Pariamentary Technology Assessment以下「議会 TA」とする。) と呼ばれてきた。OTAは、その 組織形態、調査実績、政策提言機能等によって 高い評価が与えられ、我が国やヨーロッパ諸国 へも大きな影響を与えたが、1995年、共和党優 位の議会改革の一環として事実上廃止されるに いたった(1)。

我が国では、1970~80年代にかけてテクノロジー・アセスメントの手法の導入・開発が関係省庁等によって試みられた。また、1990年代には、科学技術基本法の制定や科学技術基本計画の政策展開と平行して、国会に科学技術評価機関を設置する立法化の動きもあったが、実現していない。

ヨーロッパ諸国では、OTAを参考としながら、その国の議会制度、政治的・社会的条件に適合した議会TAの活動が試みられ、今日では多くの国が議会TA機関を設置している。その大きな特色のひとつは、議会TA機関が、科学技術に関する専門的知見に基づく政策コンサルティング機能とともに、より幅広く、科学技術と社会との間の「対話」のチャンネルとして、

いわば民主主義の「場」としての役割も果たしていることである。

本稿では、まず、このようなヨーロッパ諸国 及びEUの議会TA機関の動向について、最近の 我が国専門家の調査研究により、その概要を紹 介する。次に、これらヨーロッパ諸国の経験と、 科学技術社会論の専門家による提言を参考にし ながら、国会におけるテクノロジー・アセスメ ント、「日本版議会TA」の展望について若干の 考察を試みたい。

I ヨーロッパにおける議会テクノロジー・アセスメント

1 先行研究と調査方法

ヨーロッパの議会TA活動は、すでに20年を越える「経験」を有していることから、様々な調査研究が行われている。その中には、議会TAを政治過程の中で考察するローラ・クルス・カストロらの政治学的分析⁽²⁾、フィンランド議会からの委託によりオスモ・クージが実施した各国議会TAの実態調査と比較制度論的アプローチ⁽³⁾、あるいは、個別の議会TAを対象とした実証的調査研究、さらには、アルミン・グルンヴァルトによるTAの体系的・理論的な概説入門書など、ヨーロッパにおける調査研究には相当の蓄積がある。

また、議会TAは、その本来の機能として社会との双方向のコミュニケーションを重視して、国内外への情報提供を積極的に推進してきたことから、充実したウェブサイトを持っており、TA報告書の入手を含めて、その活動内容を知る手段は豊富である。

我が国においては、近年、科学技術社会論 (Science and Technology and Society: STS) の視

⁽¹⁾ 米国のOTAの設立から廃止まで、その後の経過と最近の動きについては、本誌掲載の田中久徳論文を参照されたい。

⁽²⁾ たとえば、Laura CruzCastro and Luis SanzMenendez, "Politics and institutions: European parliamentary technology assessment." *Technological Forecasting & Social Change*, 72(2005), pp.429-448.

⁽³⁾ たとえば、Osumo Kuusi, Technology Assessment: Comparison between the Finnish Practice and the Practices of the Five EPTA Institutions, Committee for the Future Parliament of Finland, 2005.

点や方法による調査研究活動が盛んとなり、科学技術政策の調査・立案の手法にも応用されるようなってきた。このような状況の中で、ヨーロッパ議会TAに関する調査研究は、これまでさほど多いとはいえなかったが、近年、我が国専門家による調査研究の成果がまとめられた。 Ⅰ章及びⅡ章では、主として次の報告書に依拠しつつ、ヨーロッパ議会TAの概要を紹介する。

- ① 『議会テクノロジー・アセスメント制度の 国際比較』(以下『国際比較』とする。)、独立 行政法人・産業技術総合研究所・技術と社 会研究センター、小山田和仁・草深美奈子・ 浜田真悟・山下泰弘、2004年4月、52ペー ジ⁽⁴⁾。
- ②『テクノロジー・アセスメント入門概説』(以下『TA入門』とする。)『社会技術研究フォーラム システム研究センター プログレス・レポート』第4巻、海外資料、"Technology Assessment: An Introduction",独立行政法人・科学技術振興機構 社会技術研究システム 社会技術研究フォーラム システム研究センター、2005年3月⁽⁵⁾。

2 ヨーロッパ議会TAの概要

ヨーロッパでは、米国OTAの設立と活動が 刺激となって、1983年のフランスを嚆矢として、 各国で議会TA機関が次々と設立されていっ た。1990年には、それらのネットワークとして、 欧州議会テクノロジー・アセスメント (European Parliamentary Technology Assessment以下 EPTA とする。)が設立され、現在、イギリス、フランス、 ドイツ、オランダ、デンマーク、欧州議会、フィンランド、ギリシャ、イタリア、ノルウェー、フランダース(ベルギー地域)、スイス、カタロニア(スペインの地域)の13の議会TA機関がメンバーとなり、また、オーストリア、ベルギー、スウェーデン、欧州評議会(Council of Europe)が準メンバーとなっている。国・地域・EU機関の関係がやや複雑であるが、国単位で見れば、15か国に議会TA機関が存在している。

ヨーロッパにおける議会TAの設立と展開の プロセスを概観すると、いくつかの特徴がある ことが見てとれる。

第一は、政治状況と議会の政党関係の変化によって、紆余曲折を辿った国が多いことである。例えば、フランスでは、米国OTA設立後の1970年代後半から類似の機関を設立すべきとの議論があった。1981年の社会党政権の誕生により立法化が加速され、1983年には「議会科学技術政策評価局設置法」が成立したが、議会選挙の結果などの影響もあり、議会科学技術政策評価局(Office Parlementaire D'Evaluation des Choix Scientifuques et Technologiques以下OPECSTとする。)が本格的な活動を開始したのは1988年以後のことである。ドイツでも、CDU/CSU(キリスト教民主・社会同盟)、SPD(社会民主党)、緑の党との間で、さまざまな駆け引きや交渉が行われたようである。60。

第二には、プロジェクトとして議会TAを試行するなど、準備期間が長いことである。イギリスでは、1986年に「議会科学技術情報財団」(Parliamentary Science and Technology Information

⁽⁴⁾ この報告書は、産業技術総合研究所のホームページに掲載されていたものである。現在はデリートされているが、いずれアーカイブ文献として再アップされる予定とのことである。本稿で典拠とした文献ファイルは、この研究に指導的に関与された小林信一筑波大学大学研究センター教授のご好意により提供いただき、現在、文教科学技術調査室で保管している。

⁽⁵⁾ この報告書は、その序によれば、ドイツの技術評価予測システム解析研究所(ITAS: Institut für Technikfolgenabschätzung und Systemanalyse)所長、アルミン・グルンヴァルト(Armin Grunwald)博士が記したテクノロジー・アセスメントの入門書を、社会技術研究フォーラム・システム研究センターが内部資料として日本語訳したものである。社会技術研究開発センターのご好意により提供いただき、現在、文教科学技術調査室で保管している。

^{(6) 『}国際比較』 p.12.

Foundation)が設置され、関係する企業、学会、財団等からの資金を集めて、TAプロジェクトが実施された。1989年に設立された議会科学技術局(Parliamentary Office of Science and Technology 以下POSTとする。)も当初は時限機関であり、恒久化されたのは2000年のことであった。デンマークやドイツも3年間のパイロット・プロジェクトとしてスタートした。

そのほか、議会と議会TA機関の関係も変遷があり、デンマークのように議会のプロジェクトとして開始され、恒久機関とする際に研究省所管となった例もある。

ヨーロッパにおける議会TA機関は、その基本的な組織構成が、運営委員会と実施機関の二層構造となっていることが共通点として挙げられる。概括的に言えば、運営委員会は、議会のメンバーを一定数含み、議会の意思を反映させながら、TAの年間計画、予算管理、実施機関の監督等を行う。実施機関は、運営委員会の事務局として、プロジェクトの実施、外部委託の管理など、さまざまなTA活動を行う。TAの企画・立案プロセスは、運営委員会と実施機関の双方に関係するので、多様な形態がある。

議会TAの活動を単純に類型化することは困難ではあるが、グルンヴァルトはヨーロッパの議会に対する政治助言のコンサルティングに関して、「専門家指向型」と「素人指向型」というアプローチがあることを指摘している(^^)。前者は「価値から独立し、国家指向型で、システム的で、専門家関心型で、予測的だという形容詞で表現できる」、いわば「古典的コンセプト」であり、後者は「参加型TA」とも称されるよ

うに、「問題毎に、社会的グループや、利害代表者、関係市民、および素人あるいはまったく一般市民が評価プロセスの中へ組み入れ」られるプロセスである。個別に各国の実態を見ると、フランス、ドイツはどちらかと言えば「専門家指向型」であり、デンマーク、オランダは「参加」を重視しているとも言える。

しかし、ヨーロッパの議会TA機関の特色は、 なによりも、TA活動の手法やプロセスの多様 性にある。このことを次のⅡ章で、見ることに する。

Ⅱ ヨーロッパの動向

1 フランス

フランスでは、1983年6月、OPECSTの設置 法⁽⁸⁾が成立したが、その活動が本格化したのは 1988年になってからである。OPECSTは、「議員代表部」という形式で議会に位置づけられた常設機関で、上院(元老院)・下院(国民議会)の合同常任委員会の機能を果たしている。その任務は、「議会の決定を啓発するため、科学技術上の政策の帰結に関する情報を議会に与える」ことにあり、このために、「情報を収集し、調査計画を実行し、及び評価を実施する」こととされていた⁽⁹⁾。現在、元老院のホームページには、「議会が事実に基づいて政策決定できるように、科学や技術の影響について議会に情報提供すること」とある。

OPECST⁽¹⁰⁾の組織体制は、上院18名、下院18名、計36名の議員で構成され、議長1名、筆頭副議長1名、副議長6名が選出される。議員は政党議席に比例して委員数を配分される。事

^{(7) 『}TA入門』 pp. 78-79.

^{(8) 「}欧米の議会科学技術評価機関」『外国の立法』34巻 3・4 号, 1996.5, pp.289-296. 所収「2.フランス「議会科学技術政策評価局」(橳島次郎)に概要が、また、pp.297-302.に関係法令の翻訳「議院の活動に関する1958年11月17日オルドナンス第58-1100号, 第6条の3(1983年7月8日)」および「議会科学技術政策評価局と称する議院代表部」(大村美由紀)が掲載されている。

⁽⁹⁾ 大村 同上,議院の活動に関する1958年11月17日オルドナンス第58-1100号,第6条の3(1983年7月8日)

⁽¹⁰⁾ OPECSTの運営実態については、小林信一「フランスのOPECSTに関する調査報告」『科学技術と社会・国民との相互関係の在り方に関する調査』(平成11年度科学技術振興調整費調査研究報告書),政策科学研究所,2000.3,pp.317-322.

務局 (10名の議会職員) のほか、専門分野の研究者15名から成る科学委員会が置かれている。 年間予算は調査費約500万フラン⁽¹¹⁾ (職員人件費除く)である。

アセスメントのプロセスは、①議会の委員会、政党、一定数以上の議員(上院40、下院60)からの提案、②OPECSTの担当議員(rapporteur)の指名(1~2名)、③事前調査(フィージビリティ・スタディ)、④調査の実施、の順で進められ、調査期間は概ね半年から1年以内である。調査は、担当議員が中心となり、事務局が補佐する。ワーキング・グループ、専門家、コンサルタントを雇用する場合もあるが、外部のシンクタンクへの委託はない。アセスメント手法は、関係者からの意見聴取、国内外の現地調査、シンポジウムの開催のほか、担当議員には政府機関保有資料へのアクセス権限(軍事・国家機密を除き)が与えられる。

調査の過程で、公聴会(audition)が実施されることが多い。公聴会は公開で参加は自由であり、主催者側で出席を要請することもある。 関連企業、消費者団体、労働組合など、当該テーマに利害関心を有する参加者が多く、公聴会の議事録が公式に作成され、公開される。報告書の作成は担当議員の責任であり、中間報告をOPECSTに提出し、コメントを求めた上、原則として全員の承認のもとにとりまとめられる。この報告書は、議会の機関紙特別号として配布されるほか、記者会見も行われ、またウェブサイトで公開される。

OPECSTは、「議員が科学技術に関する知識を習得する場であり、政治と科学の世界をつなぐ場として機能している⁽¹²⁾」と評価されている。また、自由参加の公聴会の開催とその議事録の公開、という手法に着目すると、OPECSTは「議会における市民との対話」の機関という

機能も果たしている、ともいえよう。

2 オランダ

1986年、教育科学大臣の諮問機関として、王 立芸術科学アカデミーのひとつとして、オラン ダ技術評価局(Netherlands Office of Technology Assessment以下NOTAとする。)が設立された。 当初は議会との直接の関係はなかったが、1992 年の評価委員会の報告を契機に、議会のために 科学技術と倫理に関する問題を研究し、その成 果を議会に提供するという方針が確立された。 1994年、NOTAはその名称を、ラテナウ研究 所(Rathenau Institute以下RIとする。)に変更し た。オランダでは、デンマーク式の社会的合 意形成ではなく、社会や議会での公共的議論 (public debate) の喚起が重視され、RIの任務 は「倫理的問題を含む、科学技術の発展の結果 の、あるいはそれと関連した問題に関する社会 的議論や政策選択肢形成を支援すること」とさ れている。

RIの組織体制は、理事会と事務局から成る。 理事会のメンバーは9名で、議長を含む5名は 王立アカデミーの推薦、残り4名は「政府の 政策のための科学委員会」(Scientific Council for Government Policy) の推薦により、教育科学文 化大臣によって任命される。理事会は、RIの 計画の作成、プロジェクトの承認を行い、大規 模プロジェクト(予算規模、30~60万ドル)に ついては、関係企業・学界・NGO・政府機関 等の5~15名程度の諮問委員会が設置される。 小規模プロジェクトは、随時、外部研究機関に 委託される。RIの事務局は18名である。プロ ジェクト報告書は、通常、諮問委員会と理事会 によってレビューされる。議会への報告書は、 特に、専門能力と多様性(多様な利害関係者の 参加) に基づいて選ばれた10人のレビューを受

⁽¹¹⁾ フランス等、本稿で言及した各国の予算および邦貨換算については、『国際比較』の記載に拠った。議会TAの 予算は、通常の議会事務局経費と調査費の仕分けなど、複雑であり、把握しきれなかった。ユーロ移行後の状況 を含めて、今後の課題としたい。

^{(12) 『}国際比較』 p.15.

ける。

RIの活動はきわめて多彩であり、科学的分析のほか、公共的な討論、科学劇、テクノロジー・フェスティバルなどを実施している。

なお、オランダのTAについては、議会TA機関としてのRIのほかに、大学が重要な役割を担っている。特に、「建設的TA」(Constructive TA)という、ナノテクノロジー (13)のような新しい科学技術の「社会的技術的シナリオ」を作成するという手法の開発では、先端的な役割を果たしていることが注目される。

3 デンマーク

デンマーク技術評価局 (Denmark Board of Technology以下DBTとする。) は、1986年、議会付属のTA機関(3年時限)として設置され、1989年に5年延長された。1995年に、技術評価局法 (The Board of Technology Act No.375 of 14 June 1995) が制定されて、DBTは恒久的な機関となった。このとき、DBTは研究省 (Ministry of Research) の所管となったが、独立機関として議会と研究省に報告する義務を負っている。

DBTの任務は、①独立した技術評価、②技術の影響・潜在性の体系的評価、③公衆の啓発、社会的討論に資する、④社会と一般市民のための、技術の将来的な可能性と影響に関する調査にあり、非専門家の参加を義務付けていることに特色がある。

その組織体制は、諮問委員会(Board of Governors)、 評価委員会(Board of Representative)、及び事務局から成る。 諮問委員会は、外部専門家11名(研究省の指名による委員長と委員3名、経営者団体・労 働組合・地方自治体・学会等の推薦による委員7名)によって構成され、活動計画、予算配分などを行う。年6回と、かなり頻繁に開催される。評価委員会は、多様な組織の推薦により研究省が任命する外部専門家50名から成り、年2回の公開討論の場である。事務局スタッフは13名、年間予算額1,350万クローネ(約2億円)である(2007年1,250万クローネに減額)。実施にあたっては、外部の研究者・コンサルタントと契約することもある。アセスメントの手法としては、①専門家による評価 学際的ワーキング・グループ、②市民による評価 シナリオ・ワークショップ、コンセンサス会議、③公衆の啓発と討論の場の提供、などがある。

4 ドイツ

ドイツでは、1984年から1990年まで、議会 TAの制度化を目指した長期にわたる調査と 検討が実施された。1990年、議会の付属機関 として、ドイツ議会技術評価局(Technology Assessment Bureau of the German Parliament (14), Büro für Technikfolgen-Abschätzung beim Deutschen Bundestag以下TABとする。)の設立が 決定され、3年間のパイロット・プロジェクト を実施することとなった。議会の研究技術委員 会(のち「教育・科学・研究・技術・TA委員会」 に改称されるが、以下「研究委員会」とする。)の 運営・管理のもとに、議会TAを外部機関に委 託することとなり、カールスルーエ研究セン ター応用システム部門⁽¹⁵⁾内に設置することが 決定された。1993年にはTABの活動を5年間 延長している。

^{(13) 「}ナノテクノロジーのテクノロジー・アセスメントと社会的側面」と題する、アリエ・リップ・ツエンテ大学 科学技術哲学教授の講演(2006年6月28日、学士会館)が、*Japan Nanonet Bulletin*, No.130(January 24, 2007), pp.1-17.に掲載されている。なお、原音表記については、アリー・リップ教授、トゥエンテ大学がより近いようである(小林信一教授のご教示による)。

⁽¹⁴⁾ 通常、英語で表記されることが多いので、本稿でもTABを使用する。なお、「欧米の議会科学技術評価機関」「外国の立法』34巻3・4号,1996.5,pp.292-296.及びpp.303-305.に概要「ドイツ「議会技術帰結評価局」」(橳島次郎)と関係法令の翻訳「連邦議会議事規則」および「連邦議会議事規則第56a条による技術帰結分析の実施に関する基本原則」(石氏将之)が掲載されている。

⁽¹⁵⁾ なお、カールスルーエ研究所応用システム部門は、1995年より、技術評価予測システム解析研究所(Institut für Technikfolgenabschätzung und Systemanalyse, ITAS)に改称された。

TABは、「建設的テクノロジー・アセスメント」(Constructive TA)を任務とし、①科学技術の潜在的価値の分析、関連する社会・経済・環境的な可能性の分析、②技術発展のための法的・経済的・社会的枠組の検証、③新しい科学技術の展開による将来の活用・影響の予測、リスクの回避・低減のための技術の戦略的利用の可能性の検討、④政策決定者のための、科学技術関係のアクション・デザインの選択肢の開発、を目標としている。また、科学と社会の重要な傾向のモニター、国内外のTA動向調査も行っている。

議会は研究委員会の中に各政党の代表者1名から成る常設の報告者グループを設置している。このグループの定例会議の議長は研究委員会の委員長が務め、TABの事務局長・副事務局長も参加する。TABは、専任の研究者と外部委託研究者とから構成され、事務局長、副事務局長、TA部門18名、モニタリング部門14名、政策指標策定部門1名、将来計画部門1名等となっている。年間予算は約200万ドイツマルクで、さらに同額が委託研究に支出されている。

アセスメントのプロセスは、①議会の要請、②TABによる実施可能性の調査、③企画の公表、④企画の立案、⑤研究委員会による実施の決定、⑥予備調査、詳細な研究計画の策定、⑦研究委員会による実施又は中止の決定、⑧本調査の開始、⑨委託先の選定、⑩調査の実施、⑪利害関係者のワークショップ、専門家による諮問委員会などの開催、⑩TABによる調査、外部委託調査、及び議会とのすりあわせによる報告書原案の作成、⑫議会の研究委員会への提出、といった周到な運びとなっている。

議会の報告者グループは、TABの報告書に 基づいて勧告を付した報告書を作成し、議会の 出版物として発表する。この報告書は、全体会 議で発表され、各委員会でも報告され、審議 される。「議会TA機関が提出する報告書に対して、議会において公式な手続が制定されている例は、他国ではあまり見られない⁽¹⁶⁾」という。

5 イギリス

イギリスでは、先に述べたように、1986年に設置された「議会科学技術情報財団」によりTAプロジェクトが実施され、この評価に基いて1989年に、時限付でPOSTが設立された。2000年11月、POSTは恒久機関となり、現在に至っている。

POSTの目的は、「科学と技術に関係する公共的な政策課題の、独立的な、バランスの取れた、アクセス可能な分析の議会内の情報源として、議会の審議に情報を提供すること⁽¹⁷⁾」にある。その対象範囲は広く、科学技術政策のほか、防衛、運輸、環境、健康までを含んでいる。業務としては、①詳細なテクノロジー・アセスメント、②時事的な問題についての概観と分析("Postnote")、③専門委員会の補佐(調査に関連する参考情報の提供、分析、説明)などが柱である。

POSTの監督機関として諮問委員会 (POST Board) が設置されている。諮問委員会は、下院 (庶民院) 議員10名、上院 (貴族院) 議員4名、外部の科学技術分野の専門家4名、事務局長のほか、POST以外のメンバーとして、下院事務局と下院図書館から各1名が入っている。事務局には、各分野の議会アドバイザー6名(生物学・健康1名、医療2、物理・情報通信2、環境・エネルギー3。すべて博士号所持者)、博士・修士課程の学生等が雇用されている。POSTの予算は年間約55万ポンド (約1億500万円)とのことである。

アセスメントのプロセスは、①諮問委員会への提案(議会、科学技術コミュニティ、POST等)、②優先順位の決定、③問題の背景調査、④関係業界、団体、NGO等利害関係者の調査への関与、

^{(16) 『}国際比較』 p.19

⁽¹⁷⁾ POSTホームページのトップ画面にある冒頭のパラグラフ(筆者訳)。〈http://www.parliament.uk/parliamentary_offices/post.cfm〉

⑤POSTによるドラフト作成、⑥外部専門家・ 利害関係者による内容審査、⑦諮問委員会で回 覧、⑧最終報告書のとりまとめ、となっている。

POST作成資料の議会による利用は活発であり、質疑の参考資料として、あるいは関係業界における検討など、広く利用されているという。

6 EU議会のTAおよびネットワーク

1987年、欧州議会のエネルギー・研究・技術委員会(Commission on Energy, Research and Technology: CERT)のプロジェクトとして、科学技術オプション・アセスメント(Scientific and Technological Options Assessment以下STOAとする。)が開始された。翌1988年、STOAは欧州議会の全ての委員会を支援する任務を負うことになり、「立法機関としての欧州議会が、関連する科学技術の問題について、適時、質の高い独立したアセスメントをできるようにすること(18)」を目的とする機関となった。

STOAの組織体制は、以下のとおりである。 〈STOAパネル〉 欧州議会の各委員会の委 員、及び欧州議会の研究担当副議長によっ て構成され、STOAの活動計画の審査・承 認、公式報告書の承認等を行う。

《STOAユニット》 欧州議会の情報総局 (Directorate-General4-information、第4総局) に設置されており、局長1名、事務局員 8名から成る。STOAの活動の運営機関で ある。

〈STOA事務局〉 STOAパネルその他の会合 準備を行う。

アセスメントのプロセスは、①STOAパネルが、各委員会の議長からの提案に基いてプロジェクト計画を採択する。②STOAユニットがプロジェクト運営グループを設置し、このグループが調査委託の仕様書を作成する。③この仕様書に基き、STOAユニットはSTOAの契約

者データベースに登録されている研究機関・研究者・NGOなどに公募する。④審査・選定ののち、受託者によるTAが実施される。⑤報告書が提出されると、これについて外部専門家によるレビューとSTOAパネルによる審査が行われ、STOAの公式文書となる。

EPTAは、先に述べたように、EUの加盟国に属する議会TAのネットワークであり、そのメンバーは各国の議会を主要なクライアントとすることが条件である。STOAはEPTAのもっとも中心的なメンバーとして、この活動を支えている。

「EPTAの共通の目標は、生命倫理、バイオテクノロジー、公衆衛生、環境とエネルギー、情報通信技術、研究開発政策といった問題に関して展開された、党派的でなく、質の高い評価と報告書を提供することにある⁽¹⁹⁾」という目標は、ヨーロッパにおける議会TAの基本理念ともみなせるであろう。

Ⅲ 日本における議会TAの展望

1 日本における試み

我が国において議会TAの構想が具体化したのは、比較的最近のことである。平成6(1994)年6月、超党派の国会議員と学識経験者をメンバーとする「科学技術と政策の会」が発足した。この会は、代表に中山太郎衆議院議員と松前達郎参議院議員、国会議員約150名、学識経験者として有馬朗人理化学研究所理事長、西澤潤一東北大学総長、石井威望慶応義塾大学教授等10名が参加する、という規模の大きいものであった。翌平成7年11月、科学技術基本法が成立し、「科学技術と政策の会」は、次の目標として「科学技術評価会議」設置の立法化を検討していると報じられた(20)。

平成11年、「科学技術と政策の会」は、第6回 総会で「科学技術評価会議」(仮称)の設置に向

^{(18) 『}国際比較』 p.24.

⁽¹⁹⁾ EPTAのホームページより(筆者訳)。〈http://www.eptanetwork.org/EPTA/about.php〉

^{(20) 「}科学・新世紀第4部未来の設計図3 科学に監査制度を」『日本経済新聞』1995.12.18.

けて決議し、平成12年2月には「科学技術評価会議設立のためのシンポジウム」を開催している。しかし、この構想は実現することなく、同会は、平成14年3月の第7回総会以後解散した⁽²¹⁾。ここでは、「科学技術と政策の会」で検討された「科学技術評価会議(仮称)法案要網素案」の骨子を紹介しておく⁽²²⁾。

この素案では、①国会において科学技術に係 る政策の決定を適正に行うことを目的として、 ②国会に、調査審議機関として「科学技術評価 会議」(仮称)を置く、③同会議は、有識者の委 員15人をもって構成される、④両院議長が科学 技術評価連絡協議会と協議の上、各議院の承認 を得て委員を任命する(任期3年)、⑤同会議は、 各議院の常任委員会・特別委員会・科学技術評 価連絡協議会からの諮問事項について調査審議 する、⑥同会議は、調査審議の結果に基づいて 意見を述べる、等となっている。ここで、「科学 技術評価連絡協議会」とは、衆参両議院におい て選挙された各々 6人の協議委員をもって組 織する、とされている。また、関連の資料によ ると、科学技術評価会議の事務局は、職員の定 員140人(うち、調査員105人)で、予算見込み額は、 大規模・中間・小規模の三つのケースで試算さ れており、初年度予算見込み額は、それぞれ 22.9億円、15.4億円、12.8億円、となっている。「科 学技術評価会議」の構想は、その規模から見る と米国OTAに相当するもので、ヨーロッパの 議会TAより大規模である。

2 専門家の提言

ここまで、ヨーロッパの議会TAの動向を概 観するとともに、日本における試みにも若干触 れてみた。日本において議会TAを展望するこ とは必要であろうか、また、その可能性はある のだろうか、この点について、「科学技術と社会」 の相関領域の専門家である、米本昌平(23)(科学 技術文明研究所所長)、小林傳司(24) (大阪大学コ ミュニケーションデザイン・センター教授)、小林 信一(25)(筑波大学大学研究センター教授)に、「メー ル・インタビュー」をお願いした。その方法は、 筆者が用意した3項目の質問に、メールの添付 文書でお答えいただく、というものである。趣 旨については、電話とメールで簡単にご説明し ている。各氏から頂いた回答文書は、ほぼ原文 のまま、本稿の末尾に「参考」として付したの で参照されたい(掲載は回答の到着順)。また、 以下で言及する各氏の論旨要約の責任は、すべ て筆者にあることをお断りしておく。ご多忙の 中、快くご協力いただいた先生方に、心から感 謝とお礼を申し上げる。

[質問項目と回答要旨]

(1)ヨーロッパの経験、日本の現状に照らして「日本版議会TA」の必要性、可能性について、 どのようにお考えでしょうか。

(米本昌平) 科学技術の実用化と安全性と価値 の面から合理的規制を設けることは、イノベー ション政策の基本であり、この政策の実現のた めには、客観・中立的な視点から、問題の全体

⁽²¹⁾ 第156回国会衆議院憲法調査会統治機構のあり方に関する調査小委員会議録第4号 平成15年6月5日、p.11. の斉藤鉄夫小委員の発言。

²²⁾ この「科学技術評価会議(仮称)法案要綱素案」及び少数の関連資料が、文教科学技術課に保管されている。「科学技術と政策の会」は、当時、(社)新構想研究会(宮崎勇理事長)が事務局を担当していたが、このシンクタンクは平成15年3月に解散した。

⁽²³⁾ 米本昌平(よねもと・しょうへい)、1946年生まれ。著書に『知政学のすすめ』(中公叢書、1998年)、『バイオポリティクス』(中公新書、2006年)など。

⁽²⁴⁾ 小林傳司(こばやし・ただし)、1954年生まれ。著書に『公共のための科学技術』(玉川大学出版部、2002年)、『誰が科学技術について考えるのか』(名古屋大学出版会、2004年)

⁽²⁵⁾ 小林信一(こばやし・しんいち)、1956年生まれ。著書に、『日本の研究者養成』(玉川大学出版部、1996年、共著)、『科学技術人材を含む高度人材の国際流動性』(文部科学省科学技術政策研究所、2003年、共著)など。

像を提示する機関が必要で、立法府にTA機関 は不可欠である。

(小林傳司) 科学技術と社会の関係の再定義の必要性、TAの対象領域がリスク・経済的便益・社会的影響・倫理的課題など多岐にわたること、TAの実施主体への国民の信頼と正統性などの点から、民主主義体制におけるTAの政策的活用を国会に期待する。

(小林信一) 必要性は国会議員自身が決めるという前提に立った上で、「日本版」については、国会では小規模でフットワークの良い英国型でスタートし、並行して公的・民間のTA機関により、人材の育成・ネットワーク化・市場の確保を図るシナリオがありうる。

(2)国会でTA 的な機能を導入するとしたら、どのような課題があるでしょうか。あるいは、 どのような条件が必要でしょうか。

(米本昌平) 日本の立法補佐機関の人材やマンパワーを、技術評価報告の作成に投入すべきである、という認識が関係者に共有されること、特に国会議員の存在が鍵。

(小林傳司) 国会の調査・政策立案機能の強化、 常設の科学技術委員会による専門的検討、総合 科学技術会議や行政側のTAとの調整の上で、 一定の独立性を持った機関が必要。

(小林信一) 行政側の個別の安全性評価機関及 びTA関係活動との役割分担が必要。議会TA は、新しい問題の社会システム・制度・政策的 な検討、市民参加型TAの担い手に。

(3)国立国会図書館調査及び立法考査局が、なんらかの役割を果たすとしたら、なにが必要でしょうか。

(米本昌平) 適当な政策課題に関する技術評価報告書の作成を試行し、成功体験を積むべき。議会の側に科学技術に関する超党派の窓口組織を設けてもらい、実働部隊の中核に。

(小林傳司) TA実施のための「プロデュース機能」、企画、連絡調整、実施、報告とりまとめ、

国民への報告、国会への報告が想定される。職務に関する法規的検討も必要。

(小林信一) 本格検討の際には、設計・ロードマップの検討の中心に。当面、議会TAの歴史的経緯・動向・運営方法等を調査し、情報の収集・分析と国内のネットワーク形成を。

3 課題と方法

ここでは、本稿で概観してきたヨーロッパ諸国における議会TAの経験、日本における議会TAの試み、専門家による提言を参考にしながら、国会におけるテクノロジー・アセスメント、いわば「日本版議会TA」の展望について、その課題と方法を中心に、若干の考察を試みたい。なお、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることを、あらためてお断りしておく。

課題の第一は、議会TA及びTA一般に関す る調査研究であろう。米国における再検討の論 議、ヨーロッパ諸国及びEUの議会TA活動の活 発な展開は、大きな文脈で見ると、議会TA活 動が一種の「世界標準」になりつつあることを 感じさせる。また、我が国では、周知のように 科学技術基本計画とこれに基く優先的な各年度 の予算配分により、科学技術政策の展開には多 額の国家資金が投入されており、その成果に関 する関心が高まっている。立法府がTA機能を 担うことについては、近年の国会改革の流れの 中で、行政監視機能の強化、立法調査機能の拡 充という方向性のもとで、少なくとも、調査研 究の対象とすることは、齟齬をきたすものとは 思われない。調査研究にあたっては、議会TA の組織化を必ずしも前提としないで、適切な方 法を選択することも可能ではあるまいか。

ヨーロッパの議会TAの展開および三人の専門家の提言等によって考えると、①議会TA及びTA一般に関する情報・資料の系統的な収集・分析、②ヨーロッパ議会TAの運営実態やその評価など、海外の実態調査、③調査研究の成果の国内における情報共有(広報、出版、セミナー、シンポジウムの開催等)、④これらに基く、「日本

版議会TA」の実現可能性調査(フィージビリティ・スタディ)、⑤国会、行政、経済産業界、学会、科学技術関係の機構・団体、NPO等の参加による多チャンネルの意見交換と調整、などの方法が考えられる。調査研究の実施にあたっては、国会の単一機関の調査研究ではなく、最初から「公開された公共政策研究」として研究ネットワークを組織し、公開フォーラム等を実施するといった方法も、調査研究の効果的な推進と成果の共有を図る上で、効果的かも知れない。この場合、国会の補佐機構が共同又は連携協力して事務局的な役割を果たすことが必要となろう。

課題の第二は、「日本版議会TA」の手法と手続の「開発」である。ヨーロッパ各国の議会TA、米国OTAの「成功と失敗」から学ぶことはもちろんであるとしても、日本の政治・行政・経済・社会・科学技術・産業などの状況に適合した手法と手続を創造していく必要があろう。

手法については、先に紹介したグルンヴァル ト博士の『テクノロジー・アセスメント入門概 説』のような体系的・理論的な文献もあり、こ の方面の研究は進んでいるようである。同書で は、社会と技術の関係についての現代的課題の 所在、TAによる問題解決の範囲と質といった 一般理論的な事項はもとより、TAの具体化と 研究方法論を具体的に記述していることに、大 きな特徴がある。そこでは、各国の経験と専門 化による調査研究の成果が分析・集約されてい る。また、なにより印象的なことは、TAに対 する批判、懐疑論、無用論、デメリット論、方 法上の限界等、いわば「TAに関するネガティ ブ情報」が積極的に検討されていることである。 グルンヴァルト博士は、同書第10章を「社会的 な批判におけるテクノロジー・アセスメント」 に充て、また、第13章で「テクノロジー・アセ スメントの限界」を論じている。

議会TAの手法の開発は、このような理論的 研究と合わせて、適切なテーマ選択と効果的な 方法によるパイロット・プロジェクトの実施に よることになろう。この場合、専門家メール・インタビューの提言にもあるように、我が国におけるアセスメントあるいはこれに類似した調査のレビュー、分析・検討が極めて重要となろう。欧米モデルの導入・応用では、明らかに限界があろうし、なによりも我が国の行政と国民の経験は、貴重な知的資源になりうるし、また、そうすべきと考えるからである。

さて、第一の課題、第二の課題が、もし、相当の成果と関係各方面および国民の積極的な評価が得られた場合、いよいよ「日本版議会TA」の設立ということになる。この設計とシナリオと組織論については、少なくとも、第一の課題達成の後に、第二の課題遂行時に、検討すべき事柄であろう。ただし、ある種のビジョンとして、将来像を想定しておくことは必要である。このためのブレーン・ストーミングの機会を持つことから、まずは始めるのも有益なことであろう。

おわりに

―調査及び立法考査局の将来像に寄せて―

日本が近代国家として出発するにあたり、「民 選議院」をどのように国家的に位置づけるのか、 また、この機関がなにを、どのようになすべき か、という問題は、明治維新以来の朝野挙げて の国家的・国民的課題であった。明治憲法体制 の設計者である伊藤博文は、大日本帝国憲法の 制定とこの中での帝国議会の規定によって、こ の問題に解を与えた。明治憲法は、しかし、国 家の骨組みの基本設計図であって、それをどの ように運用すればよいのかという課題は、政 治・行政組織の担い手達の実践にかかっていた。 これにある種の政治の理念ないし思想的なスタ ンスとして、異なった典型を提示した政治家・ 官僚として、原敬と後藤新平を挙げることがで きる。原は政友会を持続的に成長させることに より、衆議院の多数党が政権を獲得し、国政を 担うという立憲的慣習を(一時期とはいえ)実 現させた。後藤は、台湾総督府民政長官・満鉄 総裁・東京市長という行政官としての活動の中で、周到な科学的調査にもとづく政治・立法・行政の合理的実行を企図し、原首相に対し国家的な「大調査機関」の設立を提案した。しかし、帝国議会の時代において、議会制民主主義と科学的調査機関との結合は実現しなかった。

戦後の日本国憲法体制は、国会に十分な権限と正統性を与えることになった。また、衆参両院の法制局、常任委員会調査室、国立国会図書館・調査及び立法考査局は、国会の補佐機構として、議員の調査研究機関として、新しい役割と機能を期待されたのである。特に、調査及び立法考査局は、GHQ国会課長で歴史学者のジャスティン・ウィリアムズ⁽²⁶⁾がその設置への方向付けを与えたもので、当時米国で進められていた連邦議会の改革の一環である、議会図書館立法レファレンス局の創設をモデルとしたものであった。

この「立法レファレンス」は、20世紀初頭の 米国の「プログレッショナリズム」という政治 改革の思潮と運動の中、ウィスコンシン州の チャールズ・マッカーシーという図書館人に よって創始されたものである。マッカーシー は、ラ・フォレット、セオドア・ルーズベルト、 ウッドロー・ウィルソンといった政治家の理解 と支援のもとに、図書館技術の革新とウィスコ ンシン大学の専門的な学術研究機能を結びつけ たサービスを考案したのである。これが全米に、 そして連邦議会図書館にも導入され、今日の議 会調査局の濫觴となったのである。(27)。

国会は、国民の代表である議員によって構成される「国民議会」である。もし、国会がその役割と機能を拡充する方向の中で、ひとつの選択肢として、議会TAについて調査研究を実施し、あるいはプロジェクトを試行する場合には、

調査及び立法考査局が、近代日本と戦後改革の 歴史を想起し、立法レファレンスサービスと立 法調査の重要性を再確認し、その現代的任務を 果たすべきであろう。

(はるやま めいてつ 前文教科学技術調査室)

(参考) 科学技術社会論の視座からの提言 一「日本版議会TA」はどうすれば可

[回答者]

[1] 米本昌平(科学技術文明研究所所長)

能か?―

- [2] 小林傳司 (大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授)
- [3] 小林信一(筑波大学大学研究センター教授)

[質問事項]

- (1)ヨーロッパの経験、日本の現状に照らして「日本版議会TA」の必要性、可能性について、 どのようにお考えでしょうか。
- (2)国会でTA的な機能を導入するとしたら、どのような課題があるでしょうか。あるいは、 どのような条件が必要でしょうか。
- (3)国立国会図書館調査及び立法考査局が、なんらかの役割を果たすとしたら、なにが必要でしょうか。
- [1] 米本昌平(科学技術文明研究所所長)
- (1) わが国の立法府の下に、技術評価局をもつことは絶対不可欠である。科学技術に関連する政策の重みは格段に増しているのに、政策決定

²⁶⁾ 春山明哲「歴史のなかの調査局―ウィリアムズを手がかりとして―」『図書館研究シリーズ』24号, 1984.3, pp.7-39.

② 春山明哲「チャールズ・マッカーシーによる「立法レフアレンス・サービス」の創造とその歴史的展開―議会と図書館の関係についての史論―」『北大法学論集』55巻3号,2004.9,pp.271-295.この文献は、北海道大学大学院法学研究科・法学部のウェブサイトから入手できる。〈http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/15307〉

の場に、社会が直面する課題の全体像をバランスよく描き、提示する公的組織をもたないのは致命的欠陥である。先進国の中で、このような組織をもたないのは日本くらいである。21世紀に入って世界中がイノベーション政策に傾斜しており、科学技術の実用化と安全性や価値の面から合理的規制を設けること、つまり技術開発のアクセルとブレキーの双方を整えることはこの政策の基本である。科学技術の進歩に合わせてこのような政策を現実のものにするためにも、客観・中立的な視点から、問題の全体像を提示する機関がなくてはならない。

- (2) 欧州諸国における議会スタッフと比較して、日本の立法補佐機関が人材やマンパワーの点で遜色があるとは思えない。重要なのは、これまでの科学技術関連の政策立案の手順は機能的ではなかったという反省にたち、技術評価報告の作成にエネルギーを投入すべきという認識を、関係者が共有することである。とりわけ、この点を正確に認識している国会議員の存在が鍵になる。
- (3) 新しい組織を作るのではなく、まず現行組織によって、適当なテーマについて技術評価報告の作成を試み、成功体験を積むべきであろう。つまり、国立国会図書館立法考査局は、それ自体の調査スケジュールに沿った活動に加えて、社会が直面する科学技術の政策課題について体系的な調査を行う、二重機能を担うべきである。これまで政治的中立性という原則に縛られすぎて、社会が直面する政策課題に対し直接とり組むことに乏しかったが、議会の側に科学技術に関する超党派の窓口組織を設けてもらい、立法考査局は、技術評価報告作成のための、実働部隊の中核を形成すべきであろう。
- [2] 小林傳司 (大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授)
- (1) TAの必要性は明らかと思われる。国際的な動向としても、アメリカで廃止されたOTAの再建といった議論もあり、EUやヨーロッパ

諸国は先端技術開発などに関して、パブリック・コンサルテーションや対話のような一種のTAを強化しようとしている。現在求められている科学技術の社会の関係の再定義において、TA活動は必須の要素であり、それへの対応は喫緊の課題となっていると思う。

しかし、現状では個別案件(例えばBSEや原子力)に関してリスク評価がそれぞれの行政担当部署で行われている状況であるが、TAのスコープはリスクにとどまらず、経済的便益、社会的影響、倫理的課題など多岐にわたるはずである。

また、TAに関しては全てが「市民参加型」である必要はなく、専門家を中心としたものも必要である。

日本では、市民参加型であれ専門家主導であ れ、リスク評価やTA的活動は行政によって行 われているが、そのことによるデメリットは考 慮すべきであろう。昨今の「公開と透明性」の 重視という議論に対して、行政も対応する努力 を示してはいるが、国民からの信頼は必ずしも 得られていない。行政の行うTAの場合、行政 が利害関係から中立という評価を国民から得ら れていないためである。そして当然のことなが ら、行政は例えば市民参加型TAの結果などに よる直接的な政策形成を拒み、その結果の「つ まみ食い」をする傾向を示す。そしてまた、直 接的な政策形成につながることは望ましくない と考えられる。さりとて、行政による恣意的な 利用が続けば、TAに対する国民の信頼も失わ れるであろう。

その意味でTAを「誰が行うか」がTAの正統性の確保にとって決定的ではないかと思われる。デンマークのDBTは国会への報告はしているが、一応制度的には独立の機関である。イギリスのナノジュリーは大学とNPOと新聞社によって開催された。問題ごとに個別に関係者がTAにかかわるという選択もあり得るが、経験の蓄積、費用、人材そして何よりも、社会的意思決定への影響という観点から見ると、限界

があると思われる。

他方、国会に対しても信頼がないのが現状である。私が経験したコンセンサス会議(2000年)でも、参加した市民は行政に自らの見解を伝えることを望み、国会はその対象として考慮されなかった。しかし、民主主義体制において、TAの結果を生かした政策決定を構想する限り、国会に期待する以外に選択肢はないと考えられる。

(2) 現実には、国会の補佐機構が持つ調査、政策立案機能は行政のそれと比較して、人員、予算の点でも相当問題があるように思う。圧倒的に行政優位のシステムを構築してしまったからであろう。その面での対応がまず必要である。

国会の中に科学技術委員会が常設されていないことが問題である。これだけ重要な存在となっている科学技術を国会が専門的、継続的に扱わないという状況の変更が求められる。ただし、国会による科学技術に関する議論と総合科学技術会議の関係を整理しなければならないであろう。TAの担い手を総合科学技術会議と考える余地もなくはないからである。この場合、その実施機関は総合科学技術会議を補佐する調査機関ということになり、行政内の組織として食品安全委員会とやや似た位置づけになるように思う。

ただいずれにせよ、TAの結果を政策立案に 反映させるためには、国会との何らかの接続は 不可欠と思われる。

食品安全委員会の設置の際に検討されたようであるが、内閣府に置くことによって農水、厚労の両省からの一定の独立を保つか、行政外に置くかという選択は微妙な問題であろう。必ずしも行政府と立法府を対立的に考える必要はないが、本来、TAは行政からは一定の距離を持つ機関が実施すべきと考える(例えば公正取引委員会あるいは国会図書館のようなものが考えられる)。そして、政策形成へのインプットとして利用することを考えるなら、国会の下にある国会図書館はTAの有力な担い手だと思う。

(3) 現行制度において、新たな部局の新設をするのか、それとも国会図書館にTA機能を付与するのかという問題が出てくるであろう。公正取引委員会型も一応考えられるからである。ただ近年の日本の財政状況を見ると、新設部局は考えにくいが、省庁再々編成という議論もないわけではないので、その際に議論することは可能であろう。

国会図書館調査及び立法考査局がTAを担うとすれば、果たすべき役割はプロデュース機能になると思われる。実際の調査・分析には科学技術の専門性も必要であり、そのための専門家を網羅的に抱えることは不可能である。そういった専門家は国研、大学、NPOなどから調達することになり、考査局はTA実施のための「企画」、「連絡調整」「実施」、「報告とりまとめ」、「国民への報告」、「国民への報告」、「国会への報告」などを担当することになろう。こういった任務のための要員も必要になるであろう。資金面での予算確保も重要な点である。

またテーマ設定を含む「企画」の場面で、国 会からの委託に限定するのか、行政の委託も引 き受けるのか、社会からの「委託」も考慮する のか、あるいは独自にテーマ設定をする自由を 持つのかといった点の検討が必要になろう。

さらに、現行の国立国会図書館法十五条で可能なのか、あるいは改正の必要があるのかも検討事項かもしれない。

- [3] 小林信一(筑波大学大学研究センター教授)
- (1) 日本で議会TAを望む声が大きくなることは、いまだかつて経験していない。日本版議会TAの実現を左右するポイントが、国会議員自身の考え方にあることは間違いない。議会TAの必要性を並べることは容易であるが、最終的には議員が決めることであり、部外者がその可能性を言うことに意味はない。

その事実を踏まえた上で、日本版議会TAのありうる姿を、欧州議会TA機関を参照しつつ考えてみると、英国型は小規模だが、議会の要

求に比較的フットワークよく応える形で活動しており、日本でも参考になるかもしれない。運営を外部機関に委託するドイツ型は、議会自身に蓄積がない場合には有効かもしれない。ただしその大前提は、委託先であるTA機関が多数存在し、経験を蓄積していることにあり、その点では日本には向かない。

こうした事例を踏まえれば、英国型でスタートし、並行して公的あるいは民間のTA機関の育成を図るのが、ありうる姿であろう。つまり、比較的小規模でフットワークよく活動する一方で、活動のかなりの部分を外部に委託することで、TA機関・人材の育成とネットワーク化を図り、TA人材のマーケットの規模もある程度確保する、というシナリオである。

(2) 国会議員自身の認識が最大の課題であるが、それ以外では、何を取り上げるか、が最大の課題である。

第1は、個別技術の安全性評価を行う機関(米国の食品医薬品局が典型、日本では食品委員会、製品評価技術基盤機構など)との役割分担が問題になる。このような機関との役割分担の観点からは、技術全体、あるいは技術を支える社会システム、制度、政策を先行的に検討するための組織と位置づけることになろう。

第2に、環境アセスメント、国土交通分野におけるパブリック・インボルブメント(PI)、医療分野でEBMと関連して推進されている医療技術評価など、わが国でも先行している関連活動との役割分担の問題がある。これ以外の分野ではTAの可能性はあるが、すでにこじれている問題に関するTAはあまり有効ではないので、あくまでも新しい技術や問題を中心に取組むべきであろう。

環境アセスメント等の活動がわが国でも定着している一因は、検討の対象となる具体的な地域や問題がある、という点である。換言すれば、将来ありうべき技術を対象とすることが多いTAは、具体的なコンテクストのない、とかく抽象的、観念的になりがちな、原理原則レベルでの議論になるため、国民にとっても、議員にとっても、切実な必要性を感じられない可能性が高い。TAは、原理原則を重視して思考する欧米型の文化の中では存在できても、日本社会では存立が困難かもしれない。その意味では、TAを確立させるためには、医療技術評価はともかく、環境アセスメント、国土交通分野におけるPIなども、部分的には取込んでしまう方がよいかもしれない。

第3は、欧州議会TA機関のように、PIまた はパブリック・エンゲージメントと呼ばれるよ うな市民参加型TA活動を取込むかどうかであ る。これに関しては、すべて科学技術者が抵抗 感を持っているわけではないが、依然として、 市民との対話に躊躇する科学技術者が多いとい う現実がある。議会に基礎を置くTA機関が市 民参加型のTA活動をしなければ、ほかには安 定的な基盤に立ってTAを実施できる機関はな いのであり、議会TA機関こそ、市民参加型の TA活動の担い手となるべきだと言うしかない。 (3) 今後本格的に議会TA機関を創設するとす れば、調査立法考査局がその設計やロードマッ プを検討する中心になるだろう。当面は、内外 のTA、議会TAに関する歴史的経緯や動向、 運営方法等を調査し、将来必要になる可能性の ある情報の収集と分析を進めるとともに、国内 における関係組織や個人の育成とネットワーク 形成の核になってもらうとよい。